

## 第8回流山市全市コミュニティ推進委員会会議録要旨

- 1 日 時 平成23年3月10日(木) 午後2時
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎306会議室
- 3 出席委員 相川 征治 委員長、狼 正久 副委員長  
梅谷 秀治 委員、河村 栄夫 委員  
染野 智司 委員、野路 烝一 委員  
大塚 喜重 委員、倉田 繁夫 委員
- 4 欠席委員 関谷 昇 委員
- 5 事務局職員 兼子 潤一 コミュニティ課長  
高橋 とし子 コミュニティ課長補佐  
須郷 和彦 コミュニティ係長
- 6 協議事項 (1) 補助金交付要綱について  
(2) 平成23年度委員会の進め方(課題、体制、スケジュール)
- 7 協議状況 開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 4時30分

## I. 事務局からの報告（兼子コミュニティ課長）

### 1. モデルの認定について：

流山、新川について2月24日付けで認定通知を送付。

### 2. 委員の補充について：

『広報ながれやま』2月21日号およびHPで募集掲載し、3月10日が応募期限。現在女性2名の応募がある。今後面接を行い4月に委嘱の予定。

### 3. 平成23年度予算について：

平成23年度全市コミュニティ推進委員会関連予算案を提出し、予算特別委員会で審議中。概ね通過すると思われるがしばらくお待ちいただきたい。

### 4. モデル認定についての広報について：

『広報ながれやま』4月1日号が、平成23年度の事業特集号であり、そこで地域まちづくり協議会の事業内容等を掲載する予定。

## II. モデル地区の支援状況について

### 1. 流山小学校区について（担当：梅谷委員・河村委員）

3月3日（木）流山福祉会館にて打ち合わせが行われ、梅谷委員・河村委員・相川委員長・狼副委員長が出席した。

#### ①まちづくり協議会会則案について

- ・ 10条からなる会則案が提案され、内容、言葉づかいも含め討議した。
- ・ 協議会の構成員については、当初は役員とされていたが、参加者から意見が出され、自治会等の住民を含めたすべてを構成員とすることとなった。（住民全般）

#### ②まちづくり協議会の役員選出について

- ・ 若干の入れ替わりはあったが、ほぼ同意を得て役員の内定がなされ、総会にて正式決定される。

③まちづくり協議会の事業案、事務局の設置について

- ・池田市の36の事業計画に基づいて、準じて事業案が出され、さらに新たな案もだされよい話し合いができた。

\* さらに会則内容、事業の絞り込みを行い、3月末に案を提示し、総会に向けて話し合うということで進んでいる。

\* 総会：3月26日（土）18時より 流山福祉会館にて

2. 新川小学校区について（担当：染野委員・狼副委員長）

モデル地区決定後、NPOの人と狼副委員長と染野委員で準備的会合を開き、スケジュールのみを決めた。

①NPO3名と相川委員長、狼副委員長、染野委員で準備委員会をつくり、3月11日（金）に第1回準備委員会を開催し、規約、役員体制について議論する予定。

- ・役員については、この1年については、暫定的なものとし、簡単な構成とする。狼委員と染野委員が運営委員として入り共同で作上げていこうということになっている。
- ・規約については、14条程度のものと考えている。

②3月26日（土）14時から設立総会を開催し、役員（狼委員、染野委員が運営委員に入ることも含め）等を決める。設立総会は、NPO3団体と自治会2団体が中心になって開く。

③設立総会の前に、3月23日（水）に前もって、団体代表者と話し合いをする。

④残りの18自治会のうち、2自治会には会長とコンタクトをとっており、その他については、事業の開始に伴い順次コンタクトを取り、参加を促していく。

⑤次回の全市コミュニティ推進委員会では、会長他役員、会則、その他、構成要素の具体的な内容について報告できる予定。

\* 基本的な姿勢として、これから育っていくのだということで、成長にともなうということでも話し合いが進んでいるということ

をご了承願いたい。

### Ⅲ. 補助金交付要綱について

流山市地域まちづくり協議会事業補助金交付要綱（案）について、兼子コミュニティ課長より説明。

- ・ まちづくり協議会がどうなるかわからないので、市の補助金要綱を例として案を出している。
- ・ 4月中旬頃、申請書配布、交付は5月の連休明けの予定。
- ・ あくまでも上位規則である流山市補助金交付規則が基本にあり、それに基づいて事業の要綱として、事務的なものとして要綱がある。

#### ①第4条について

- ・ 第4条の補助対象経費については、(1)から(3)は対象外としたが、それ以外についてはかなり広く考えた。
- ・ まちづくり協議会の運営的費用は対象外。(下記参照)
  - ・ 事務所維持費（電気料金等）
  - ・ 構成員による飲食費（ペットボトルは可かと思うところもあるが、食はNG）
  - ・ 人件費として、講習会等で外部の人間を呼ぶことについてはOKだが、構成員に対してはNG。(構成員が講師となった場合など)
- ・ 費目については別表1参照のこと。
- ・ 別表1に、インカインドが含まれているが、今回は考えていない。

#### ②第5条について

- ・ 他からも受けていた場合は差し引くということ。
- ・ 返還規定もあるので、申請して認められた50万円が前払いで払われたが、実際に行った対象事業が25万円だったとすれば、25万円の返還が生じる。

- ・ 返還については、該当地区の会長あてに通知される。

### ③ 第 7 条について

- ・ 関係事業変更申請については、年度の途中であっても、事業内容、予算が変更になった場合は申請しなくてはならない。
- ・ 変更申請から決定までは約 2 週間かかる。

### ④ 4 月の申請に関する書類について

- ・ 3 月中には告知し、各団体にも通知する。
- ・ 申請の添付書類について、総会の議事録は来年度からは必要と考えるが、今回は構築なのであればなお良いというところで考えている。

## 2. 委員からの質問・意見

### ① 第 2 条について

- ・ 「用語の意義は、当該各号に定める」とはどこを指すのか。  
→ 第 2 条（1）地域まちづくり協議会（2）地域まちづくり協議会事業 を指している。
- ・ 第 2 条（2）について、地域まちづくり協議会が独自に見つけてきた事業はどこに含まれるのか。  
→ ケ その他市長が認める事業 に含まれる。
- ・ 募集要項では、アからクまでの具体的な事業と、育てる事業も認めているので、そこは独立させたほうがよいのではないか。  
新川の広報活動などがすべてケになるというのは厳しいのではないか。少なくとも 2 3 年度は考慮していただきたい。  
→ 準備的事業ということで 1 つ出していくとする。

### ② 第 4 条について

- ・ 第 4 条（2）構成員による飲食費とあるが、構成員とは何か。構成する団体に名を連ねている者全員、すなわち住民

ということか。

→そういうことになる。基本的に、人件費や食料費は補助対象としては規制されている。

- ・餅つき大会の餅はOKだが、活動が1日かかった時の昼食は構成員の活動なので認められない。
- ・奉仕活動等のイベントで昼食をだしていくと、それだけで補助金を使い切られてしまう。あくまでも補助なので成果重視となる。
- ・ペットボトル飲料についても絶対禁止ではないが、補助金の中で占める割合も考慮されるべきである。
- ・1日かかるイベントの時に、会費をとるなら認められるのか、米づくり収穫祭の時に、何かおかずを作ってということで材料を用意して加工するのであればよいのか。  
→事業であればOK

### ③第7条について

- ・事業変更申請書というのは、途中で行政との協働ということが発生する可能性もあるが。  
→その時には、必要書類を添付して、変更申請ということになる。

### ④補助金規則第3条について

- ・「補助金等の交付の申請をしようとする者」とあるが、この者とはどういう定義なのか。  
→どういう形で定義するかということが要綱になってくる。
- ・自治会は、個人でも法人でもないが。  
→自治会は団体扱いとなる。

## IV. 平成23年度委員会のすすめ方について

(狼委員の資料参照・狼委員より説明)

## 1. 委員会の定例化、他について

### ※ 4月より第3木曜日14時開催を原則とする。

- ・ ただし、諸事情により変更はあり、また必要に応じて、別途勉強会も行う。
- ・ 関谷先生については、大学院の講議の予定が新年度にならないとわからないため、できるだけ、第3木曜にあわせていただく。
- ・ 毎月の定例委員会では、2つのモデル地区の状況報告をして、委員会としてサポートすべきことがあるかどうか、常に話し合っていく。

### ※ 部会制および担当制についての検討が必要。

原則として正式な議事録を作成し、公開とし、その他勉強会、説明会についても決定事項等の重要事項については記録に残し、確認、共有する。

### ※ 委員会内におけるコンセンサスについて

流山小学校区の地域まちづくり協議会会則にあった構成員についても、委員の中で、あくまでもまちづくり協議会の自主性だとする委員と、そこは、まちづくり協議会の基本的な部分なので違っているならば委員が踏み込んで導いていくべきだという2つの認識が出ていた。こういった点についても、定例会のたびに共通認識の確認を行うべきである。

## 2. 平成23年3月以降の1年間のスケジュールおよび課題について

### ① 地域まちづくり協議会についての情報発信、啓発活動

- ・ シンポジウムや説明会で受けた質問事項の整理、回答およびQ & A集の推敲、改訂。
- ・ 『広報ながれやま』、HP等の広報活動
- ・ 中間報告を通して、全市的な各種団体の交流会を兼ねる。

- ・ シンポジウム、交流会等の開催
  - \*シンポジウムについては反対意見の委員もおり、検討が必要である。
- ・ 提 案 江戸川台小地区で、市が音頭をとって4自治会を一堂に集め、高齢者サービスをやっているNPOとの結び付けを図るなどの企画をお願いしたい。
  - 平成23年8月23日防災訓練あり
  - 個別に自治会と話すのではなくて、該当地区の自治会を一緒にして（合同で）やっていくのもよいのではないか。そうすると、協議会らしき場がつくられていくのではないか。

#### ②地域まちづくり協議会の支援・推進

- ・ 平成24年度は、まちづくり協議会は新たに2つを立ち上げる。また平成23年度立ち上げたモデル地区については、活動継続。
- ・ 担当は決まっているものの、具体的に委員会としてはどうサポートしていくのか。
- ・ 中間報告
- ・ 最終報告の要領検討およびモデル地区の評価および制度的要素の検証・改善策の検討
- ・ 24年度にむけて、地域まちづくり協議会を立ち上げ、設立総会開催後に認定、補助金申請という形にならないか。

#### ③コミュニティ人材成長支援

#### ④地域コミュニティへの支援

#### ⑤全市コミュニティ活動推進計画（案）の作成

#### ⑥環境づくりについて

- ・ 拠点作りとして事務所をどうするかということが、モデル地区でも出てきているので、その辺をどうするか。

### 3. 各小学校区の状況分析について



- ・ 西深井小は地区社協ベースでできるのではないかという狼委員の個人的見解
- ・ 小山小は、事業ベースからやりたいとの希望あり。
- ・ 長崎小は第2コミュニティホームおよびNPO活動等からの動きがみえる。

→ 建て替え準備会が立ち上げ準備会ということで、建て替えを事業と見据えて推進できればよい。準備委員会をすでに作っているのので、1年待たずに立ち上げさせて、行政としてもサポートできる形にしてもらえたらよいのではないか。

- ・ 東小は野路委員が調整尽力中。

## V. 行政より

倉田市民生活部長より：

- ・ モデルは絶対に成功させていただく、ここに全力を注入していただきたい。
- ・ モデルの活動が始まると同時に、シンポジウムや説明会で質問されていた協議会と自治会との違い、自治会ではできないこととは何かということに具体的に答えられるようにしなくてはならない。その答えに窮することがあっては、何もメリットがないということになってしまう。
- ・ パンフレット作成については、わかりやすい形を作っていないと難しいのではないか。

※モデル絶対成功。次のためにQ&Aをしっかりさせる。

## VI. 次回日程および課題

※4月21日（木）14時から 第9回推進委員会

- ・ モデル育成のための議論。来年度やることについて絞りながら議論していく。
- ・ 補助金要綱については、準備的事業について別建てで記載す

- る。
- ・ ガイドライン（予算の使い方）作成。3月中に様式を含めて告示する。
  - ・ 定例会冒頭では、2つのモデル地区についての報告および検討をする。
  - ・ 部会設置等、委員会の組織についても含め、狼委員作成の資料を基にして、議題を絞って議論していく。

（以 上）